

めいれきにねんめいすいりんせいふだ
明暦二年銘水林制札

市指定有形文化財（古文書）

宮内から小滝街道を約 9km 北上し、そこから左に脇道に入り、つづら折りの山道を約 4 km 進むと以前はあった水林集落に着きます。

江戸時代、吉野川は下流の北条郷 20 数か村の農業用水として重要な川でした。しかし、日照りの年は水不足になり、大雨が降れば洪水になる川でもありました。

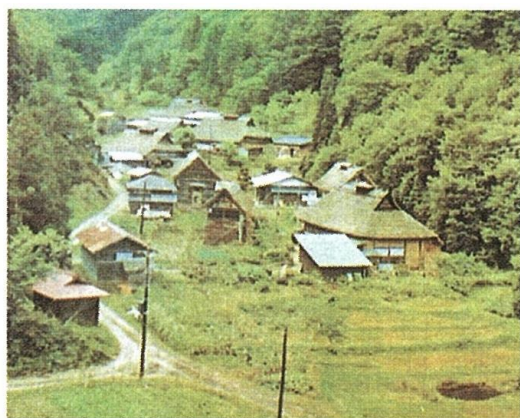
米沢藩は、明暦 2（1656）年ころに、郷民の要望も受けて、小滝地内水林の辺り 330ha の山林を吉野川の水源涵養林（※1）と定め、山林の伐採を禁じて立札を立てました。それが写真の制札です。米沢藩は、北条郷の用水確保として、この山林を水林と決めたのです。そのため、枝木でも取ってはいけませんでした。もし、これを破ったら罰するというきまりもありました。そして、4 戸を移住させ苗字帯刀の山守とし、少しの手当てを与えて見回りをさせ、水林を保護しました。

しかし、その後も水不足が続いたため、米沢藩は水林の地に新兵衛堤や大堤を造り、堤守 3 戸を移住させて山守らと協力させました。

また、米沢藩の財政難で、山守と堤守への手当が打ち切られると、7 戸の手当を水下 23 か村で負担するなど、水林を大事にして来ました。少ない手当で北条郷の水源地を守ってきた水林の 7 戸に感謝し、また、その歴史を知り伝えるため、沖郷村は毎年小学校高等科や中学生に水林を遠足訪問させ、7 戸に分宿し話を聞くという行事をしていました。

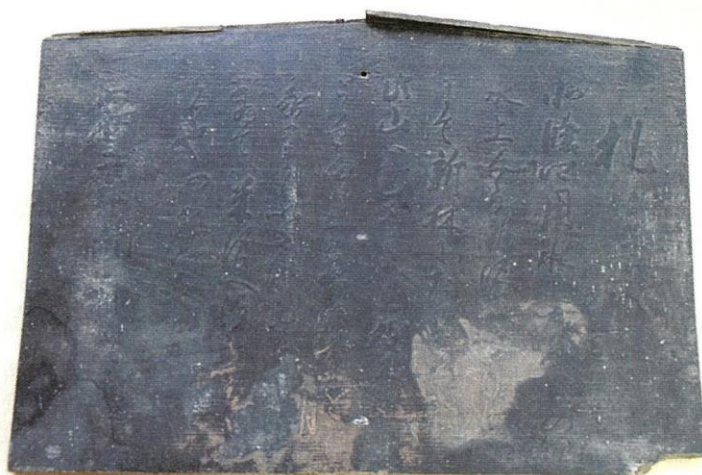
しかし、時代が変わり、農業用水が様変わりすると、過疎化の波が水林にも押し寄せ、昭和 52 年 10 月、水林集落は閉村となりました。

※1＝雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林。



▲閉村前の水林集落の様子

南陽市文化財保護審議会長 須崎寛二
平成 27 年 9 月 1 日号 市報なんよう掲載



▲山林の伐採を禁じて立てられていた制札